

No.24 1991. 3. 20

プログラムにおけるファイルの性格と創作性

— 平成3年2月27日、東京地裁判決 —

	頁
I 事実関係	2
II 債権者らの主張	2
III 債務者らの主張	3
IV 裁判所の決定	3
V その他	4

東京地方裁判所は、平成3年2月27日、プログラムの著作権に基づく差止の仮処分申請を却下する決定を下した。

この事件では、アプリケーション・プログラム等をハードディスクに自動的に組込み、管理するユーティリティ・プログラムに関して、(1)債権者が無断複製されたと主張したファイルはプログラムなのか、データファイルに過ぎないのか、(2)当該ファイルに創作性があるか否か、が争われた。コンピュータで使用される様々なファイルについて、データとプログラム（指令の組合せ）とに判

然と分けられるのか、プログラム或いはデータファイルとなる場合、各々の著作物性、創作性はどうかなど、興味深い論点を提供する事件であった。

裁判所は、(1)の当該ファイルがプログラムであるか否かについての明確な判断はせずに（但し、否定的なニュアンスが感じられる）、「仮にIBFファイルが著作権法に言うプログラムであるとしても以下に述べるとおり、IBFファイルは創作性を有しないものと認められる」として、債権者の申請を却下した。

I 事実関係

株式会社アイシーエムと株式会社エージソフトは、EOシステム（市販のアプリケーション・プログラム等のファイルをハードディスクに自動的に組込み、このファイルをメニュー形式で呼出したり、管理を行ったりするプログラム）の共同著作権者であり、アイシーエムは昭和63年11月から、EOシステムをハードディスクに格納してユーザに販売してきた。

EOシステムは、中枢機能を果たすプログラムであるMENU・EXEファイル等と、本件で問題となったIBFファイルから構成されている。IBFファイルは、市販のアプリケーション・プログラム等をハードディスクに組込むための指示や情報（あるアプリケーション・プログラムをハードディスクに組込むときには、全てのファイルを組込む必要はない）を記述しているものである。その記述内容は、(1)ID行、(2)タイトル行、(3)デバイス行、(4)区切りマーク行1、(5)コマンド行、(6)区切りマーク行2、(7)組込メッセージ行、(8)組込手順行、(9)終了マーク行、から成る。

シティソフト株式会社は、ハードディスクへの自動組込、管理プログラムを作成し、その複製権を株式会社メッツに与えた。メッツは平成元年4月から、このプログラムをフロッピーディスクに格納して「MET'S File driver」乃至「MET'S File driver 2」の商品名で販売している。

II 債権者ら（アイシーエム、エージソフト）の主張

- ① EOシステムを構成するファイルの一つであるIBFファイルもプログラムであり、創作性がある。

即ち、IBFファイルはEOシステムにおいてのみ有効な処理の機能を有するコマンドを設定し、これを組合わせたものであるが、これもプログラムである。また、アプリケーション・プログラム等の中のファイルをハードディスクに組込むためのプログラムは、「処理の流れ」や「解法」が一つではないし、その表現にも多くの違いがある。また、組込対象アプリケーション・プログラム等のファイルの選択も創作性を構成する。

- ② 債務者ら（シティソフト、メッツ）が作成、販売するプログラムを構成するHCAファイルは、IBFファイルを複製して作成したものである。

よって、債務者プログラムの製造、販売の差止等を求める。

Ⅲ 債務者ら（シティソフト、メッツ）の主張

- ① IBFファイルは、プログラムファイルではなく、データファイルに過ぎない。
- ② IBFファイルの記述は、極めて簡単で、市販のアプリケーション・プログラム等の作成者が命名したプログラム名やファイル名、MS-DOSのコマンドに類似した英単語の羅列に過ぎず、表現形式に創作性がない。

Ⅳ 裁判所の決定

1. IBFファイルには創作性がないとして、債権者の申請を却下した。

- (1) IBFファイルの各行は一定の順序を有する書式を構成するとした上で、E OシステムにおけるMENU・EXEファイルとIBFファイルの関係については、次のとおり認定した。

E Oシステムの中核機能を司るMENU・EXEファイルは、アプリケーション・プログラム等の中のファイルをハードディスクに自動的に組込む作業において、電子計算機に組込みをさせるための一般的な指令を記述したプログラムであり、他方、IBFファイルは、MENU・EXEファイルを中心とするプログラムを前提として、個々のアプリケーション・プログラム等を組込むに当たっての指示や情報をMENU・EXEファイルに提供するものであり、IBFファイルの上記指示や情報によって、MENU・EXEファイルをしてNEC 9801パーソナル・コンピュータを機能させ、アプリケーション・プログラム等の中のファイルをハードディスクに自動的に組込むことができるように仕組まれているものと認めることができる。

- (2) IBFファイルの構成は書式であって、プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系（著作権法10条3項1号）に属する文法であると解されるから、IBFファイルの構成自体には著作権法による保護は及ばないというほかはなく、また、IBFファイルの書式の選択は、MENU・EXEファイルによって規定されていることが認められ、選択の余地はないから、書式の選択によってIBFファイルの表現に創作性が生ずるといふことも、およそ考えられない。

- (3) IBFファイルの内容については、以下のとおり認定した。

- ① IBFファイルのID行の表現、区切りマークの表現、区切りマーク行をコマンド行の前後に配置するという表現（コマンド行がない場合にはその前後に配置するという表現はないが、区切りマーク行はその位置に残る。）、終了マーク行の表現、終了マーク行を最終行に配置するという表現、並びに、ID行、タイトル行及び組込みメッセージ行の先頭に「*」を記述するという表現は、いずれもMENU・EXEファイルによって規定されており、その表現に選択の余地はないのであるから、右表現をもってIBFファイルの創作性の根拠とすることはできない。

- ② タイトル行、コマンド行及びデバイス行は、組込み対象のアプリケーション・プログラム等によって規定され、その表現に選択の余地はないから、右表現によってIBFファイルの

創作性が生じるものとは認められまい。なお、組込み対象のアプリケーション・プログラム等として何を選択するか、その中からどのファイルを選択するかということは、単なるアイデアに止まるから、その選択によって創作性が生じるということとはありえない。

- ③ 複数のファイルを組込む場合、IBFファイルの構成中、組込み手順の順序は規定されていないが、その余の構成は、その順序がMENU・EXEファイルによって規定されているから、右手順を任意に選択する余地はない。そして、2.(1)の認定事実によれば、組込み手順の順序は、選択の余地はあるものの、選択自体は単なるアイデアであり、また、選択したものをどのような順序で記述するかということによっては、表現に相違はでてくるけれども、表現方法はMS-DOSのバッチファイルで用いられている表現方法とはほぼ同一であり、しかも、機能的には順序を問わないものであり、組込み手順の順序は、ほとんど組込み対象のアプリケーション・プログラム等のファイルの出現順に従っているのであるから、その表現には創作性があるとは認められない。

- ④ 組込みメッセージ行は、表現の仕方を選択の余地はあるが、その表現は、通常用いられる表現方法に従って行われるものであって、その選択の幅は極めて小さいから、その表現の仕方によってIBFファイルの創作性が生じるものとも認められない。

以上によれば、IBFファイルの表現は、大部分のMENU・EXEファイル及び組込み対象のアプリケーション・プログラム等如何によって規定されており、選択の余地がないものであり、また、選択の余地があるものも、選択の幅は極めて小さく、その選択によってその表現に創作性が生じるものとは認められず、更にIBFファイルの表現を全体的に考察しても、その表現に創作性があるとは認めることができない。

- ⑤ 組込み対象のアプリケーション・プログラム等のファイルの選択自体は、単なるアイデアに止まり、また、右の選択の上行われたIBFファイルの表現に創作性を認めない。

2. IBFファイルのプログラム性についての積極的な判断はなされなかった。但し、MENU・EXEは明らかにプログラムとした上、IBFファイルはこれを前提として指示や情報を提供する、としている点、及び「仮にIBFファイルが著作権法にいうプログラムであるとしても」といっている点から、判決は明言していないが、プログラム性については否定的なニュアンスが感じられる。

V その他

著作権侵害事件であるから、当然債権者プログラムへのアクセス及び類似性についても双方より主張、立証がなされた模様であるが、裁判所は、債権者のプログラムの創作性を否定して被保全権利、即ち債権者の著作権の疎明がないとして申請を却下したため、アクセス及び類似性については判断していない。